

## 付 議 第 9 号

新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案に係る意見聴取に関する議案

平成 29 年 9 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案説明

新図書館等複合施設建築主体工事は、一般競争入札により、契約金額10,190,130,480円（当初契約金額9,784,800,000円）で、香川県高松市サンポート2番1号大成・ミタニ・有生特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、平成29年12月15日を完成期限として施行中であるが、工程の調整の結果、別工事で施行する予定であった施設外周の側溝の工事を本工事に変更して実施すること等に伴い、契約金額を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるものである。

第 号

新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する  
議案

新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

平成29年9月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

契約金額10,190,130,480円を10,255,658,400円に変更する。